

70  
80

新井白石古史通

三



# 文庫松

通卷之三

筑後守從五位下源朝臣君美撰

天照大神天忍穗耳尊の尊免に高皇產靈神此女栲幡千千  
 姫命を納めて其妃となさし天照國照彦天火明櫛玉饒速  
 日尊天饒石國饒石天津彦彦火瓊瓊杵尊三柱の皇孫生ま  
 るに  
 曰ん 據り

栲幡千千姫ハ思兼神の妹也暮疏ふハ栲ハ木名也去  
 義ニあうに手繰といふに速見郡栲富郷乃中に栲樹多  
 生ず常に栲皮を取りて木綿と見郡栲富郷乃中に栲樹多  
 といふと又名とり倭名抄ハ由布郷と云るなり又倭  
 名抄ハ木綿ハ讀んで由布といふハ由布郷と云るなり又倭  
 きものなりと云るなり

栲幡千千



# 文庫

通卷之三

筑後守從五位下源朝臣君美撰

天照大神天忍穗耳尊のき免に高皇產靈神此女栲幡千千  
姫命を納めて其妃となされ天照國照彦天火明櫛玉饒速  
日尊天饒石國饒石天津彦彦火瓊瓊杵尊二柱の皇孫生を

まに 旧事紀小  
據せり

栲幡千千姫ハ思兼神の妹也 纂疏ハ栲ハ木名也 去ッ  
義ニあるに手繰といふに速見郡相富郷乃中に栲樹多  
生ず常に栲皮を取りて木綿とす 郡相富郷乃中に栲樹多  
といふと栲皮をとり倭名抄ハ由布郷と云る 栲又倭  
名抄ハ木綿ハ讀で由布といふ 栲樹又ハ木綿といふ上  
きものなりと云る 栲樹ハ由布といふ 栲樹又ハ木綿といふ上



古の俗其樹の皮也乃をさ白練と織て布を織る白木綿  
 といふ所の即これ也と纂疏に幡ハ讀み機乃と  
 千千ハ萬の數なり機杼の多きをいふ女功の重又ハ萬  
 織仕を本とす故に取て名とす也と云えり  
 幡豊秋津師比賣とも萬幡姫とも栲幡千千姫萬幡姫命  
 とも天萬栲幡千千幡姫とも申す日本紀妃讀で美賣といふ  
 御女といふごとくまればりち妻たり天照國照天火明  
 櫛玉鏡速日尊又ハ天火明命とも天照國照天火明尊  
 と毛鏡速日命とも膳杵磯母杵總命とも旧事紀火明命と  
 も神鏡速日命とも姓氏錄申す天鏡石國鏡石天津彦彦火  
 瓊瓊杵尊又ハ日子番能邇邇藝命とも古事記火瓊瓊杵尊  
 とも天之杵火火置瀨尊とも天杵瀨命とも申す日本書紀注

皇孫やと舊事紀に天照大神高皇產靈尊相共ニ生む所  
 なるがゆゑに天孫といひまゝ皇孫と稱すと云ふは  
 まり神代卷抄に天照大神の孫なるゆゑに天孫とい  
 ふことをまゝに按むるは日本書紀注の一書に高皇靈尊兒  
 萬幡姫兒玉依姫命此神天忍骨命の妃となりて天之杵  
 火火置瀨尊を生む一つみ名勝速日命の兒天大耳尊  
 此神丹鳥姫を娶りて兒火瓊々杵尊を生むとみえこ  
 り此説みよれば忍穂耳尊の妃ハ栲幡千千姫ハあ  
 まさの栲幡千千姫の御女とてあまの御孫也と云ふは  
 尊ハ忍穂耳の御子とてあまの御孫とて御孫とて



まゝなり纂疏も上古之事傳聞を得ぬまばいよと決  
すべしと云ふを免るるに然るを萬幡姫、兒玉依姫と申し  
を一人の御名なり天大耳尊と申すも忍穗耳尊の一名  
なりと云ふも丹鳥姫ハもれも考幡千々姫なりと  
いふ説あり神代本文すでに分明也多言を費すべし  
此纂疏の説其義正したるに似たりもべて此等の事ども  
其疑を闕くまハまゝなり

初天照大神命イナリたまたみ豊葦原中國ハ我御子正哉吾勝々  
速日天忍穗耳尊の所知之國と云依賜ひ高皇產靈神ハ  
百萬神と會へく其國神と云趣しめすことを議りたまひ

天穗日命をく國體をえせしめられ天國玉神之子天稚  
彦ニノ天之麻加古弓天之波々矢を賜りて遣されまゝなり  
天稚彦八年まゝとるまが復命よとまが無名雉をつら  
ハしてその由を問ハしめしめし此神天稚彦がため

射られつゝは經津主武御雷の神等としてその國を平定  
せりつゝはにぶよひ大國主神其子事代主神並りその國  
を避り奉まり二柱乃神等諸不願國神と誅伏せ天は昇り  
て復命をす此一節下の一節とくその文長きうゆまに此ハ二  
節とてわ

大國主神其子事代主神等並り其國を以て天孫乃をめ



に避奉らるるに注す天照大神之命と以て豊葦原千秋  
 賀詞に見えし所各異同なりその文亦長し其大要  
 逆撮りてあに注す天照大神之命と以て豊葦原千秋  
 長五百秋長之水穂國ハ我御子の君さるべき地也と言  
 依し賜ひ天降しこまひきさるるに天忍穂耳尊天之浮橋  
 多々志て豊葦原の水穂國ハ伊多久佐夜藝有祁理  
 と言ひて還上りく降りまさるる状を陳さへり  
 私記に據るに此國ハ肥饒豐富之國也秋肥美之地ハ  
 葦草多生ずるゆゑにこまにとりて喻ふと見えたり千  
 秋長五百秋長とハ私記に千五百といふハ古一極多  
 之數とす由又えこれハ葦藪の長く久しくハ極多  
 ハ瑞穂國とあるされ纂疏ハ遠く長久之秋必ら瑞

之稲穂と得むるを指す也と又云られども古事記並  
 も延喜式税詞ハ同じくは皆々水穂國と又云らるる瑞字と水字  
 地の稲訓ハ同じくは皆々水穂國と又云らるる瑞字と水字  
 いふ其義最長せると似たり天の浮橋ハ水穂國  
 所も前に及ぬし義の似たり天の浮橋ハ水穂國  
 てなるべし伊多久佐夜藝有祁理とハ伊多久ハ甚と  
 いふがごとし佐夜藝とハ喧擾といふがごとし其國分  
 れ争ひて騒ぎ亂れし謂なるべしハ最初より忍  
 穂耳尊此國ハ天降りまさるる中路に於て其騒亂を  
 還上りこまひて高天原也

高皇產靈、神天照大神の命を以て天安河之河原ハ八百萬  
 神を集て思兼神ニ思ハハめて此豊葦原の水穂國ハ我御  
 子の去らさむ國と言依したまへる國なりおろし此國  
 ハ道速振荒振國神等多ふ阿るるんいづき此神を以て



言趣しめんと事問ひきほふ思兼神及び八百萬神議り  
て天、總日命をつらうんべしと申す、天之安河ハ前又え  
日本書紀注にハ、殘賊強暴橫行之神の字を假用ひ、  
さりとて、道速振とハ、荒振神といふべきと、め、の詞  
なりとも、見ざるなり、其國津神の強暴なること、と、  
せし、上古の俗語なり、言趣とハ、説き降ひ、な、ど、  
御分とも、ま、さ、ハ、御兄とも、申せ、これハ、高皇產靈、神の天  
照大神の命により、たまひ、ハ、百萬神を、撰むし、め、う、  
國津神等と説降せしむべき神を撰むし、め、う、  
神等、天、總日命を以て、  
薦、申さき、一、なり、

されち天、總日命を、一、て、彼國ニ降し遣され、一、に、三年  
又至るまで復命さん、カハコトヲ 日、命をつらうんべし、ハ、天、總日命  
附て三年、ツキ 大背飯の三熊復命、ニ、大、已貴、神、ハ、媚  
此後、其、子、大背飯の三熊復命、ハ、天、總日命 大人、亦、の、名、ハ、武三熊、ハ、天、總日命 大人

きつらん、カハコトヲ 其父又頃て、カハコトヲ 天、  
總日命を、國體に見せ、ハ、天、總日命 天、  
子、天、總日命を、國體に見せ、ハ、天、總日命 天、  
布留神等を、撥平け、ハ、天、總日命 天、  
の國乃現事、ハ、天、總日命 天、  
命つひ、ハ、天、總日命 天、  
貴神事、ハ、天、總日命 天、  
父、ハ、天、總日命 天、  
乃、ハ、天、總日命 天、  
を、ハ、天、總日命 天、  
し、ハ、天、總日命 天、  
に、ハ、天、總日命 天、  
子、ハ、天、總日命 天、



彦と天之麻迦古弓天之波波矢を賜りて遣さる此神其  
 國又降り到りてまれりち大國主神の女下照比賣と聚  
 り又其國を得んことを謀りて八年に至るまむか  
 ぢと申さば天津國玉神ハ天書ニハ天みて玉と掌れ  
 し常陸國茨城郡主玉神社といふりの或ハ此神と祭る  
 所なる所ハ天雅彦とてハ天若日子と云るせり天之麻  
 迦古弓ハ旧事紀日本書紀ホハ天之鹿野弓と云るさ  
 せ釋日本紀ニ鹿野を射ると以て此名を得るのよ  
 えきりまうると麻迦古弓といひハ上古の語ニ麻と  
 いひ御といふと麻迦古弓といひハ謂と云るされしと  
 夫ハ旧事紀日本書紀ニ天羽矢と云るされしと  
 本紀ニ鳥の羽を以て波久矢也と云るされしと  
 ふハ一雙の義也と云るされしと  
 弓といふのあり鳥羽コより此名ありと云るされしと  
 弓矢とありて給て天雅彦と降ると云るされしと  
 神のまつ後ハざるを

ハ撥平とて言依し賜ひしと云るされしと  
 女又名ハ高姫と云るされしと  
 りと云るハ高姫と云るされしと  
 りのこは神名式ニ大倉比賣神社一名ハ雲梯社といふ  
 國東生郡比賣許曾神社日本紀ハ此神を祭る所也と云るされしと  
 記ニ命を以て葦原の國神と言趣しめこれハ最初  
 天總口命を以て申すに及むと云るされしと  
 よどかへりてと申すに及むと云るされしと  
 彦を以て其國神と撥平と云るされしと  
 此神其大國主神の女と娶りてと云るされしと  
 とを謀りてかへりてと云るされしと  
 まこつれ此神とて天  
 雅彦の久しく留まれると問ハしむるを問わ  
 ひは諸神及び思兼神答へ奉りて姓名鳴女つらふす  
 べしと申し其雉飛降りて天雅彦の門乃湯津楓樹の上



に止りていふ事天神の詔のこゝ天佐具賣神其言を  
 聞て天雅彦又語りて此鳥ハ其鳴音甚イハシ惡し射殺すイコロべし  
 やいひて出すむ天雅彦之に天神の給ひし所の天  
 之波士弓天之加久夫を持て去れに射つるの矢逆は射  
 上りて天安河の河原又坐す天照大神高木神の御所又  
 及へり此高木神とハ高皇產靈神の別名也高木神其矢  
 と取りて見さふは天雅彦又賜ひし物にしてその羽  
 二ハ血つきまじりしれつち諸神等にふるまひて或ハ  
 天雅彦命と誤りて惡神と射りし所の矢なむむハ  
 天雅彦又中らじ或ハ邪心あらんハ天雅彦此矢子て

麻賀禮マカレと言ひて其矢を取りに射返し下したまひしに  
 天雅彦の寐とりし高曾坂タケノサカ中りて死る今諺いふ雉  
 乃頓使又返矢思むとつるの本これ也雉の使の事也  
 所ハ古事記よる也日本紀ハ無名雉ナシキと云るされし  
 と天書ハ此神ころされて報命を得ず又其功名無き  
 によて此名を得たりと見ゆ心得られぬ無名といひ  
 しハ其賤者なるの謂なるべし猶今もつらき人を称  
 して名もなきとの也なごつらハ古へより乃遺俗と見  
 えたりまじりて事紀よるに思兼神等無名雉とつ  
 ろりてと申すに豆田よりて無名雉ナシキをつらハされし  
 此雉と楯と粟田アワタとを問ハさしに思兼神諸神小あし申  
 つらハさしは雉名鳴女を遣ハされし又天雅彦のたぬに  
 すにゆりて雉名鳴女を遣ハされし又天雅彦のたぬに  
 射られぬこれ諺に雉の頓使とつらハされし又天雅彦のたぬに  
 といふ事の縁なりと云るされし又天雅彦のたぬに  
 され無名雉といふもの射殺されしものありき又古事  
 雉のたぬに無名雉といふもの射殺されしものありき又古事



記にそ天使射とりし事をのゝりてあつたむとふるんべきと  
しと尺衣とさども下さつたりハ類に使者を登還すと  
いふや也と尺ゆむハ類に使者を登還すと  
ささるハ鳴事紀と尺ゆむハ類に使者を登還すと  
し雉谷鳴事紀と尺ゆむハ類に使者を登還すと  
音とハ鳴事紀と尺ゆむハ類に使者を登還すと  
てハ羅とハ鳴事紀と尺ゆむハ類に使者を登還すと  
豆ハ桂とハ鳴事紀と尺ゆむハ類に使者を登還すと  
れハ桂とハ鳴事紀と尺ゆむハ類に使者を登還すと  
ハ旧事紀と尺ゆむハ類に使者を登還すと  
亥の侍婢也と尺ゆむハ類に使者を登還すと  
とハ侍婢也と尺ゆむハ類に使者を登還すと  
いハ侍婢也と尺ゆむハ類に使者を登還すと  
前ハ侍婢也と尺ゆむハ類に使者を登還すと  
紀ハ侍婢也と尺ゆむハ類に使者を登還すと  
のハ侍婢也と尺ゆむハ類に使者を登還すと

造つたり天加久矢天鹿兒弓とマハ天眞鹿兒夫と  
るさき加久矢天鹿兒弓とマハ天眞鹿兒夫と  
紀古事記と尺ゆむハ類に使者を登還すと  
元元集と尺ゆむハ類に使者を登還すと  
矢中引きて上報すや尺えつたり天雅彦の射  
にハ中引きて上報すや尺えつたり天雅彦の射  
世ハ中引きて上報すや尺えつたり天雅彦の射  
とハ中引きて上報すや尺えつたり天雅彦の射  
よハ中引きて上報すや尺えつたり天雅彦の射  
終りて死せしむもあつたり天雅彦の射  
延喜式の祝詞乃中事ハ天雅彦の射  
て立ち處に身七きとつたり天雅彦の射  
妹鳥乃怪ありしもあつたり天雅彦の射  
し夫を以ておきを反す時ハ必し返矢志むと人に入を射  
此故にこれと復す時ハ必し返矢志むと人に入を射



乃ちとハ前かくて天雅彦の妻下照比賣の哭聲風ニ響  
 ムスえとくハ前かくて天雅彦の妻下照比賣の哭聲風ニ響  
 る天に聞えしうた天にある天雅彦の父天津國玉神及  
 びその妻ノ子降り来りて其處ニ喪屋を作りて哭悲しひ  
 たり此時阿治志貴高日子根神到りて天雅彦の喪を弔  
 ひし又天雅彦の父とくその妻皆その手足ニやり懸り  
 る我子ハ不死有祁理我君ハ不死坐祁理とりひて哭悲  
 しそ阿治志貴高日子根神其死人ニ比穢す子を怒りて  
 佩せる手掬劍を抜てその喪屋を切り伏せ足を以て蹶  
 放ちて遣る美濃國藍見河之河上にある喪山とつと  
 の此也其切きる大カの名ハ大量とらひいよくハ神度釵

也とい婦阿治志貴高日子根神飛去りし時よその妹下  
 照比賣命其御名をあらはとんことをおひひて歌作りと  
 りき

阿米那流夜游登多那婆多能宇那賀世流多麻能美須麻  
 流美須麻流通阿那陀麻波夜美多邇布多和多良須阿治  
 志貴多迦比古泥能迦微曾也此歌ハ夷振也下照比賣の  
 えしとりよるこき又其ると神にすべきこめの文也天  
 雅彦の父と妻との天降りてその所ニ喪屋を作りて  
 いハ古事記に及え所也これハ天雅彦乃死せし所  
 子就て喪屋作りしなり神名式ニ出雲國出雲郡  
 杵築神社ニ天若日子神社ありこれの殯歛之所なる  
 又ヤ又後又其神をいつき祭まする所なるも志るべし  
 旧事紀日本書紀ゆハ其父の神疾風を以て其柩を天  
 下事紀日本書紀ゆハ其父の神疾風を以て其柩を天



をなりよりて言副し所と又ゆられも日本書紀注の一  
書にハ其妻子の天降りて其柩をりちて天に上りしと  
又えまきり其説おのく同じうて喪屋といふ纂疏より  
をり阿治志貴高日子根神ハ四事紀日本書紀ハ味和  
也根神と云るさる大已貴神の御子又えたり神名式  
也此神の多雲國風土記又詳又えたり神名式又大  
和國葛上郡坐高鴨阿治須岐茂根命神社と見え  
る由ハ此神をりつさ其柩を天に奉しと云ふ文よれ  
也纂疏に喪山之因縁ハ凡此書は是類多しや古傳之  
説を載ていさご是非を諒にせんと見えたり信すに  
世より言嗣しと説のごと説どもあとも私記に又え  
きり纂疏の説の義詳なるぬよこの名ハ神度劔と  
日本書紀ハ大葉刈の三字を引  
いハ由注せろれと部家の説ハ大葉刈の三字を引  
合せて加利と訓むべしと聞え下照姫又始きりといひ  
家の説ハ堅み天りてハ聞え下照姫又始きりといひ  
序に久堅み天りてハ聞え下照姫又始きりといひ

ちこれなり日本書紀注乃一書ハ此時に乘又會ハ  
して丘谷より照り映やとハ或ハ下照姫のつどへる人  
んためによめり所也古事記又歌の詞も日本書  
紀注又これハ日本書紀の撰りて又政の刪り日本書  
事ありこれハ日本書紀の撰りて又政の刪り日本書  
とハ阿味奈屋夜と云る夜ハ天に釋り日本書紀注  
にハ阿味奈屋夜と云る夜ハ天に釋り日本書紀注  
天也と釈しり遊登多那婆多能ハ娑羅女也阿妹  
助也宇那賀世流ハ頸多嬰るなり多麻能美須麻流  
の御統也御統の事ハ多麻能美須麻流ハ日本書紀注  
は多麻能美須麻流ハ日本書紀注  
助なる事ハ多麻能美須麻流ハ日本書紀注  
の義ハ事ハ多麻能美須麻流ハ日本書紀注  
那とハ事ハ多麻能美須麻流ハ日本書紀注  
る多和良須ハ玉形ハ波夜ハ早也阿那陀ハ波夜美  
布多和良須ハ玉形ハ波夜ハ早也阿那陀ハ波夜美  
多迦比古泥能迦ハ微阿治志貴多迦比古泥能迦ハ微  
詞也日本書紀注ハ微阿治志貴多迦比古泥能迦ハ微



下の五字ハ見えず此歌の意ハ天ノ在る所ノ如ク頸にか  
く玉乃御結の玉此甚早く見えたり乃ごとく  
ニタ谷ヲ照リわくまゝハ阿治志貴高日子根の神はお  
しよ穴玉早也玉の穴より緒をつろめくこと此や  
美ハ穴玉早也玉の穴より緒をつろめくこと此や  
さいふ也なとりひしハくろえくわ夷振ハ日本書  
紀注ハ夷曲とあるされこり纂疏ハ猶夷歌ト注せ  
り振とハ古今集のうく此中に近江振なとりよの  
あくとくまたとへハ古詩の風  
體のごとくにもある

あゝにおひて天照大神まこりぐま此神をうつうまき  
づきせ思兼神及び諸神等に詔しつらむに天安河の河  
上れ天石室に坐も名ハ伊都之尾羽張神これつらむべ  
しをし又此神もあらずハ其神之子建御雷之男神されつ  
らむべし又其天之尾羽張神ハ逆又天安河の水を塞上

て居ま又他神行事をきつ特又天迦久神に問しむべしと  
答申すまれち天迦久神をつらむされしに天之尾羽張  
神恐こし仕奉らん然れども此道も我子建御雷神をつ  
らむべしを答へ申しすれち貢奉る高皇産靈神更  
に諸神等を會へし葦原中國につらむべきりのを問ひ  
まよひに磐裂根裂之子磐筒男磐筒女乃生めるところ  
經津主神これよけんと申すされにありて武御雷神を經  
津主神も副てつらむる一つにハ天鳥船神を武御雷神  
も副てつらむるやもつらむる  
あゝにえり所ハ四事  
紀又見えし所もその  
天鳥船神と武御雷神も副てつらむるやもつらむる  
日本



書紀よハ武御雷神を經津主神と副てつらハ武御雷神及び經津主神と  
又えて又その注の一書ハ武御雷神及び經津主神と  
つらハ武御雷神及び經津主神と  
よハ武御雷神及び經津主神と  
しつらハ武御雷神及び經津主神と  
旧事紀の文よハ武御雷神及び經津主神と  
せとハ武御雷神及び經津主神と  
ひハ武御雷神及び經津主神と  
うハ武御雷神及び經津主神と  
なハ武御雷神及び經津主神と  
ありハ武御雷神及び經津主神と  
古事記によハ武御雷神及び經津主神と  
鳥之石楠船神又各ハ武御雷神及び經津主神と  
賀詞よハ武御雷神及び經津主神と  
大社よハ武御雷神及び經津主神と  
をハ武御雷神及び經津主神と  
事紀によハ武御雷神及び經津主神と  
とハ武御雷神及び經津主神と

も燖速日神とを捷速日神と  
紀ハ天石窟ニ住ル神と  
子燖速日神燖速日神之  
紀の父とハ燖速日神之  
神之子とハ燖速日神之  
旧事紀ヨリハ燖速日神之  
時ヨリ生レル御子ニ燖速日神之  
此ハ燖速日神之御子ニ燖速日神之  
事紀ヨリハ武御雷神ト  
所ハ武御雷神ト  
都ハ武御雷神ト  
なりハ武御雷神ト  
ふハ武御雷神ト  
ふハ武御雷神ト  
とハ武御雷神ト  
仕奉ルベシハ武御雷神ト



進らせし也磐裂根裂神ハ旧事紀日本紀注カ  
に伊井諾の火神を斬りし時、劍の鋒より  
垂る血湯津石村に走り就きてなれり神名磐裂根裂神  
とつふと見えたり經津主神ハ布都怒志神とも  
旧事紀に下總國香取大布都怒志神とあり  
齋主神  
齋之大人神とも號すとハ此神東國檝取地主と尺  
えり延喜式にも香取坐坐伊波比主命とあり  
き祭り  
殿よりいつ  
經津主神の別號なり  
此神又春日社第二

武御雷等の神出雲國伊耶佐の小濱に降り到りて高木神  
の命を以て大國主神を問て汝乃宇志波祁流葦原中國ハ  
天照大御神詔して我御子也知らん國と言依し賜ふ汝心  
いむといふ大己貴神此神等の來りし事必らる我處  
來きるももあはる事と疑きてゆるされざ二柱の神其

十掬劍を抜て逆浪穂を刺立る劍の鋒を踏坐して天神の  
命を以て此二柱の神おづ此國を馳除平定む汝意いふ  
避まづるべしや否やと問ゆ大己貴神我ハ得申さし我子  
ハ重事代主神これ申すべしや答へ申さる此時は其子事  
代主神ハ鳥遊し魚釣て御火之崎に出行しを天鳥船神を  
つらりて徵來りしや問たまふに事代主神其父の神  
は報もるに恐こし此國をハ天神の御子に立奉りしと申し  
記りては船を踏傾けて天逆等と青柴垣と  
成して隱きぬにあり所ハ古事記並旧事紀より  
紀ハ五十田狹之小濱とあり伊耶佐の小濱ハ旧事紀日本書  
主神すれはち大己貴神なり汝が宇志波祁流とハ宇志







かへらしとの義なり青柴垣とハ青柴と以て藩籬とつ  
くるなり屋舎とらふらちと一と纂疏ハ云ふるされく  
也

あゝにやしく二柱の神今汝の子事代主神ハ如此申しぬ  
おと申さへくも子やあると問ふ大國主神答へくわく我子  
きく建御名方神らりあれを除てハやいと申さるるめ  
しあどにその建御名方神手未二千引の石と撃け來りて  
誰ぞや我國ヨ來よして忍ひまのびに物のつらふもをし  
その力競せんとおおさげ我ら其御手と取らむとつ  
てもみよめて手と取るに立氷取成し又劍の刃取  
成して懼き退を其手と乞歸して若輩を取らむと握

りて投離きバきれりて逃去と追往は神科野の國羽の  
海は追到りて殺さんとまゝに及びて建御名方神恐こみ  
と甲して莫殺しとまひそ我此地を除て他所はゆうト又  
我父大國主神の命は違はば我兄ハ重事代主神之言は違

此葦原中國ハ天神御子之命のまにく獻すと申す

これハ古事記并に加事紀よりとりてさる所なり健御  
名方神主神の健御號が富命ともいふ大己貴神の子  
事代主神の弟なり旧事紀より信濃國諏訪郡諏  
方神社に坐すとみえりて神名式に又えりて諏訪  
郡南方が美神社即ち此也千引の石ハ前々又えりて  
て大なる石をりふりて立氷ハいよご詳なり氷と立  
てしを取らるるあとい比取成せし義なり多知比と古  
俗に刀を比といひ比衣といふ立氷讀み多知比と古  
て大刀と刀といふもあるは一説に立氷の氷の  
字ハ木の字と誤きるは若輩は對しぬる詞なりハ木



となすへしといふ人あれと善本を得られぬやま  
 字をあらうなりて解しうと記ゆゑにありありに  
 叙するごとくかくのとおと一若草ハ葦の嫩きなり我國の  
 俗弱と若とみの二字共声同じきにありて若の字を假り  
 て弱の字となして用ゆる旧事紀古事記の書に及ん  
 し所すむにかくのとおとくちれむその由り來る所久し  
 きなりと建御名方神十引石を末に擊しといひ二神  
 の手と大刀劍と取成せしむるなりと云ふこと此の  
 旧事紀の俗言詞きしむるなりと云ふこと此の二神  
 の中つづき建御名方神の手と乞歸し投離らるるハ二神  
 の疎漏なりなり古事記ハ建御雷神又天鳥船神を副  
 てつらハされしと云ふなり建御雷神又天鳥船神を副  
 きしも投離らるるなり建御雷神又天鳥船神を副  
 へたり神科野の國ハ即今の信濃國なり川羽の海  
 ハ今の諏訪のうらうらみといふなり  
 二柱の神更に還り來りて汝の子等二柱ハ天神御子の命  
 のよに遠よことちんんと申し記ぬ汝の心づくと

大國主、神又問ふ我子等すげにさくがひ申しつ我ま違  
 つじ此葦原中、國ハ命のよに獻る我子等百八十神ハ  
 まれりち事代主神ハ御尾前となりて仕奉らば違ふ神ハ  
 あるじり我防禦ありのバ國內、諸神必らばおびく防  
 禦てむ今我避り奉る誰の順をぬりのちむやと申給ひ  
 その國平し時杖りし廣予を以て二柱の神又授りて我此  
 矛とりちて國を治めつらよ功成せることあり天御子也  
 し此矛とりちて國を治めたりがかなしび平安ありま  
 さむ今我ハ百不足八十隄又長く隱きて侍らむといひを  
 もりて遂まかくれまんこれ旧事紀日本書紀よりしてし  
 るすとらうなりこゝに至り



大己貴神の命又隨ひてその国を避けたりなり百八十神を旧事紀は此神の子凡百八十一神なりと見えしより多子よおハせし由を申すなり古事紀は我ら百八十神とあるはこれよりかたは此神の子此數をハせしよハあるべからずして屬せし所の國神を奉てのごさみしなるは御尾前とハ前後はなれしと云ふことのごとく廣きとハ細きといひしものもありしと見えしこれの又の廣きをいひしものも又その予此長の尋訪なるを以て此名と見えしものも又その予此征しよさよ時比々羅木之ハ尋訪と賜りたりしなりと云ふこと古事紀はハ見えしものも又その予此ハ百不足とハハ十と云ふべきことめ詞なる由紀日本紀又ハ十八其地の深遠にして至り易らざるの謂なりと纂疏はハ見えしものも又その予此山とさすなるは此所ハ素盞身神の神跡なり此神すしとの地にかくれ坐せしなりは紀日本紀は此神築神宮よりあるべきと見えしものも又その予此後又天神の詔にて造りたるせしものも又その予此の神のみづりて隠きことありし所ハあるべしなり

さうにおひて二柱の神等天に還り上りて復命す古事記ハ武御雷神還参りて復命すと見えしものも又その予此を副てつらひされし武御雷神は天鳥船神と見えしものも又その予此高皇產靈神二柱の神を還しつらハされ大己貴神又詔して今ハ汝の言を聞ふなり其理あり此故も更み條々にして詔す夫汝の知らん顯露之事ハ我が御子も知らんべし汝ハそ好りし神の事を知らんべし汝も天日隅宮に住むべし今造り奉らんこと千尋の榜繩を結びて百八十紐もせむ其宮を造る制ハ柱ハもれつち高く太く板ハすれも厚く厚くせんまゝくわくうに御田作らん祭も請ふ所の農穀ハ茂



み實らんやむ汝の祭祀と主らんとのハ天穂日命也と  
乃々ちる大己貴神報カガヤし天神の勅ミコトノノリ如此カクニホ慇懃也敢て命  
に従スさしんやと申しさしすれりち岐神キノカミと二柱の神  
ニ薦スシてあれ我ニ代りて仕奉らん我ハちたよを避サ志シ以  
むとのさしみて身ニ瑞ミズホのハ尺瓊ヤサカニと扱オビて長くわられ  
いさ 汝の言を聞くと其の理ありとハ大己貴の申した  
汝の知チろんハ汝の治チある所とありとハ大己貴の申した  
讀ヨミで阿羅幡アヲハタ貳ニとハ汝の治チある所とありとハ大己貴の申した  
ハちりハ神道カミミチとハ汝の治チある所とありとハ大己貴の申した  
いもゆりハ百丹ヒヤクニ杵キ杵キ宮ミヤとありとハ大己貴の申した  
ののこれハ日ヒ偶ニ宮ミヤとありとハ大己貴の申した  
葦原アシハラ中国チノクニ西北シキバクの地チとありとハ大己貴の申した  
ゆまなりユマナリとありとハ大己貴の申した  
ろ天アメノ下シタ造ツクリとありとハ大己貴の申した  
大神オホカミの宮ミヤ造ツクリり奉ホウらん諸シヨ神カミホ参マツリり集ツク

ひて杵キ築キしとすよゆゑニ此名とえざりと見えあり  
尋ミ考カウ繩ヒハ栲カウ樹ジュのゆハ前に注ツクせり此樹の縁と以て繩と  
十條と結ムスひ合アヒするあり百八十紐ヒモとハ其千尋の繩百八  
十のぢとヒいふにハあるとあり百八十紐ヒモとハ其千尋の繩百八  
代ヨ巻マキ抄シヨウ又マタ上古コノコトの時トキハ宮室ミヤノムロと造ツクリるに  
繩ヒと以て縛ムスへ造ツクリきと又名と造ツクリるに此説心得ココロと  
ハコト其宮地ミヤノチの廣ヒロシく大きなることと農穀イヌクハその案盛イと  
えコト御田ミタハコト外ソト神田カミノタなり農穀イヌクハその案盛イと  
ふコト物モノなりこれらコトの外ソト神田カミノタなり農穀イヌクハその案盛イと  
あコト又マタえコトり岐キ長ナガけキバコトとハ畧リョク一ヒトつ天アメ穂ホ日ヒ神カミハ  
前マエの先マエ導ミチとキ岐キ長ナガけキバコトとハ畧リョク一ヒトつ天アメ穂ホ日ヒ神カミハ  
神カミの先マエ導ミチとキ岐キ長ナガけキバコトとハ畧リョク一ヒトつ天アメ穂ホ日ヒ神カミハ  
國クニとキ至イりたコトハ伊イ弉サ諾ダク神カミの御ミコト杖ツエのコトハ伊イ弉サ諾ダク神カミの御ミコト杖ツエのコト  
トキ神カミの式シキハ出デ雲クモ國クニ意イ弉サ諾ダク神カミの御ミコト杖ツエのコト  
己ミ貴キの杖ツエ代ヨの神カミとキ岐キ神カミとキ都ツ辨ハ志シ呂ロ神カミ社ヤシロありこれ大  
又マタ瑞ミズホ乃ノハ坂サカ瓊ニを披オビとハ此神ココノカミの傳ツタヘ得エられ一ヒト所の瑞ミズホ宝タカラ

オヤハ



とるを云い披とハ披衣之披のこしと纂疏よええこ  
 きバハいしへ云處の玉衣と披れしこととわくあると  
 き一もしるべらうんもて五畿七道之國々ありて大  
 已貴神といつき祭る所ごとくくにふるにやとあ  
 うんれ此國地主の神よて經津主神をれりち岐神を  
 お大しきしきるのゆゑあり 經津主神をれりち岐神を  
 郷導となし周流る削平て命よ逆ふりのをバ誅し歸順  
 りのをバ撫す 日本書紀注云二神遠又耶神及び草木石  
 づのりとり星神香が背野のそなり倭文神建葉槌命と  
 つらちんに毛れつち服をぬ倭文神は斯圖利俄未  
 とりふとええこり邪神とハ國神の歸順をさるる草  
 木石之類とハいもゆ其青人草の類をさるる草  
 星神香々背男ハ國神の名とええきり一説ハ天よあ  
 り所の惡神ともいふる 倭文神ハ曰事紀ハ天よあ  
 文造の祖天羽槌神とええふ纂疏ハ葉槌神ハ常陸國  
 倭文と出す地よ坐すゆゑに倭文神とええふ倭文ハ布  
 倭文と出す地よ坐すゆゑに倭文神とええふ倭文ハ布  
 まいりち今常陸國久慈郡倭文神社ハ此神を祭る所也

神名式よよるに大和國葛下郡葛木倭文よ坐す天羽  
 神社ありこれよ初天神經津主武御雷ハの神をて日本  
 書紀注の平定しめられハ時二神申さく天よ惡神あり  
 原中國を平定しめられハ時二神申さく天よ惡神あり  
 名ハ天津甕星といふ又ハ天之香が背野と名づくあり  
 此神と誅して然後よ下り葦原中國を撥ちんと請あ  
 又えをりさるる此神と誅せしこと此時よ歸順ひし首  
 の前後ち異同あり故よらるる附す 此時よ歸順ひし首  
 渠ハ大物主神及び事代主神をおり名八十萬神と天高  
 市に集つて帥みりて天よ昇りその誠歎之至る事を陳も  
 高木神大物主神よ汝とし國神と妻とせば我ちや汝を  
 疏心ありとわりしむ此故よ今我女三穗津姫命を以て  
 汝よ配て妻とせむ宜しく八十萬神を領て永ふ我御子  
 のためよ護り奉れと乃こまひて還し降したまひきこ



旧事紀並日本書紀注の一書よる所なり首渠とハ  
その國神の長をいふ也大物主神ハ前み見えし大國主  
神乃伊都伎奉うきし倭の御諸山坐すといふが  
ち三輪の大神なり八十萬神とハ八百萬神といふが  
と一高市慕疏よるに高市ハ天上あり諸神集會  
之義と取る一ハ大和國高市郡にありといふと  
又えこり天照大神の石屋戸入こまひ一時諸神ハ  
集會せらるりといふ所ハ常陸國高市郡郷とさ  
いふなりといふ所ハ大和國高市郡天高市社ある  
所とさといふなりといふ所ハ葦原中國ありて天高市とい  
ひことと高天原ありし地名よりて又此地名を  
得るるのゆゑなり凡高天原の地名よりて葦原中國  
よしてその地名を得し事多し三穗津姫命ハ高皇  
産靈神の御女と見えこり此神の事といふは他乃所見  
あるがこれハ大國主事代主の父子の神の神ハすでお  
その其國を避せられき大物主神ハさるる至るも  
て歸順せしむるに高木神御女を配せりて永く皇  
孫の藩衛を命したまひ也又按むるにちるるは  
所ハ大國主神ハすて大物主神ハ事代主神ハと共高天  
原にありて大國主神ハすて大物主神ハ事代主神ハと共高天

原又桑り上りたよみきこれすれりち大國主と大物主  
との別神とてありとてこの所を證やう分明なり  
あゝにむひて天照大神の命を以て天忍總耳尊豐葦原の  
中國又天降りまゐり及びてその御子櫛玉饒速日尊と  
て代て降りたまむことを請奏したまひしめば詔し許し  
まよひ天璽瑞宝十種を以て饒速日尊に授けたまひま  
高皇産靈神の命を以て三十二部の神等又五部の神を副  
て並み防衛となされ五部造天物部等二十五部をひき  
ておれとく兵仗を帯て天降り供奉らしめ佐と船長同  
梶取かを率領しつて天降り供奉る饒速日尊の天降りた  
説よりて旧事紀よみえし所と  
あるすなり後これよるる



天、忍總耳尊請奏されしによりて其御子饒速日尊と天  
 降したまふこと旧事紀の天神天孫等の本紀に詳あり  
 天璽ハちりいに所のものいほご詳多し凡十種瑞宝  
 名瀛都鏡邊都鏡八握劍生玉死反玉足玉道反玉蛇比禮  
 蜂比禮品物比禮ふき多り死反玉その訓い此天璽瑞宝  
 おい舊事紀によるに神倭磐余彦天皇の御時神武天皇  
 鏡速日尊の子宇麻志麻治命天皇に獻られて後又天和  
 國山邊郡石上神宮に藏められ石上大神といふ所の即  
 此なり又鎮魂祭比ことも此瑞宝によりて始まる所也  
 や見えたり三十二部の神等ハ  
 旧事紀によるに皇孫と  
 原中園にいて皇孫と

きまらるるを待戦ふことのあるは能く謀り治め平  
 しめられ人ごめに三十二人並に防衛となして降りぬ  
 へりとも見えたり天香語山命名手栗彦命高倉下  
 三十二人々々天香語山命名手栗彦命高倉下  
 在す時に天道比神を祀りて天鈿賣命天太玉命天  
 生ミタリ所の子尾張連の祖天鈿賣命天太玉命天  
 兒屋命以上三神のり天櫛玉命鴨縣主の祖姓氏録に  
 前記に見えたり天櫛玉命鴨縣主の祖姓氏録に  
 り神名式大和国添下郡天田坐坐り心志玉比古神天道  
 社といふ所の神をいつきまつる所なり天  
 根命川瀬直の祖姓氏録に神皇産靈尊の子天神玉命  
 三島縣主天榎野命中島直天糠戸命此神のり天明玉命  
 此神ハ伊弉諾の子也と日本紀注の一書に又見えれど  
 も姓氏録によら高魂命の孫より皇孫と又見えれど  
 降りしと天村雲命天村雲命といふ所の多し旧事紀に天  
 又えり天村雲命天村雲命といふ所の多し旧事紀に天  
 五多底命といふまねりち尾張連の祖也父の神と我  
 天降るれいふや詳なるべし姓氏録に取各門命



三世之孫天、村雲、命、これ額田部宿禰の祖なり又元々  
 集度會郡坐宮崎度會氏の祖天之村雲命一名  
 天、二上、命、一名、後小橋、命、といふ天、御中主、尊、十二世  
 之孫也、と又ゆ太田、命、の傳、日本書紀、かよるに此神  
 ハ瓊々杵尊の御前、立ちて天降、これいふと又えりこ  
 ろな天、背男、命、山背、我、直、ホ、の祖、といふ、西、判、の命、と  
 る、天、背男、命、天、背男、命、と、阿、麻、の、西、判、の命、と、  
 去、さ、れ、き、神、魂、五、世、の、孫、ま、て、天、壁、命、の、子、と、又、え、り、  
 ○按、む、る、に、お、の、下、ま、又、天、背男、命、といふ、あり、一本、ま、  
 下、ま、又、え、り、所、ハ、傳、写、の、誤、歟、天、御陰、命、凡、河、内、直、ホ、の、祖、  
 下、ま、又、え、り、所、ハ、傳、写、の、誤、歟、天、御陰、命、凡、河、内、直、ホ、の、祖、  
 天、根、命、の、子、天、御影、命、天、造、日、女、命、阿、墨、連、天、世、平、命、久、我、  
 と、又、え、り、こ、れ、な、り、根、之、命、の、男、天、戸、間、見、命、と、又、え、り、こ、り、さ、ら  
 の、天、斗、麻、祢、命、額、田、部、湯、坐、連、ホ、の、祖、姓、氏、録、ま、ハ、天、津、彦、  
 祖、天、御陰、命、の、兄、天、背男、命、尾、張、中、嶋、海、部、直、ホ、の、祖、ナ、リ、  
 弟、なる、なり、天、背男、命、尾、張、中、嶋、海、部、直、ホ、の、祖、ナ、リ、  
 え、り、こ、り、こ、り、ま、あ、る、と、る、天、玉、櫛、彦、命、間、人、連、ホ、の、祖、姓、氏、  
 所、ハ、傳、写、武、字、と、誤、歟、天、玉、櫛、彦、命、間、人、連、ホ、の、祖、姓、氏、

の孫と天、湯津彦、命、安藝、国、造、天、神魂、命、葛野、鴨、縣、主、ホ、の  
 又、ゆ、神、皇、産、靈、天、三、降、命、豊田、宇、佐、造、ホ、の、祖、○按、む、る、に、  
 尊、の、ま、也、と、り、天、三、降、命、豊田、宇、佐、造、ホ、の、祖、○按、む、る、に、  
 リ、天、日、神、命、對、馬、縣、主、天、乳、速、日、命、廣、易、神、麻、績、天、八、坂、彦、  
 命、伊、勢、神、麻、績、天、伊、佐、布、魂、命、倭、文、連、ホ、の、祖、と、リ、小、姓、氏、  
 倭、文、連、乃、祖、ナ、リ、建、葉、楯、神、の、子、ハ、建、葉、楯、神、の、子、ト、又、也、  
 ナ、リ、建、葉、楯、神、の、子、ハ、建、葉、楯、神、の、子、ト、又、也、  
 山、代、国、造、天、治、王、命、新、田、部、直、天、少、彥、根、命、鳥、取、連、天、事、湯、  
 山、代、国、造、天、治、王、命、新、田、部、直、天、少、彥、根、命、鳥、取、連、天、事、湯、  
 彦、命、畝、尾、連、ホ、の、祖、姓、氏、録、ま、ハ、畝、尾、連、ハ、天、辭、代、命、の、後、  
 彦、命、畝、尾、連、ホ、の、祖、姓、氏、録、ま、ハ、畝、尾、連、ハ、天、辭、代、命、の、後、  
 天、表、春、命、信、乃、阿、智、祝、天、下、春、命、武、藏、秩、父、国、造、ホ、の、祖、以、  
 天、表、春、命、信、乃、阿、智、祝、天、下、春、命、武、藏、秩、父、国、造、ホ、の、祖、以、  
 子、天、月、神、命、壹、岐、縣、主、ホ、の、祖、名、式、ハ、並、マ、思、兼、命、の、  
 子、天、月、神、命、壹、岐、縣、主、ホ、の、祖、名、式、ハ、並、マ、思、兼、命、の、  
 也、天、月、神、命、壹、岐、縣、主、ホ、の、祖、名、式、ハ、並、マ、思、兼、命、の、  
 也、天、月、神、命、壹、岐、縣、主、ホ、の、祖、名、式、ハ、並、マ、思、兼、命、の、  
 主、の、祖、と、又、え、り、こ、れ、ハ、彼、國、よ、い、つ、き、祭、ら、き、所、な、る、歟、  
 主、の、祖、と、又、え、り、こ、れ、ハ、彼、國、よ、い、つ、き、祭、ら、き、所、な、る、歟、  
 主、の、祖、と、又、え、り、こ、れ、ハ、彼、國、よ、い、つ、き、祭、ら、き、所、な、る、歟、  
 主、の、祖、と、又、え、り、こ、れ、ハ、彼、國、よ、い、つ、き、祭、ら、き、所、な、る、歟、



五部神をバ舊事紀に據るに五部人を副て從と見と見  
 ぬりりきりば三十二神を副て皇孫に從つめれし  
 所なるべし其五部之物部造の祖天津麻良神氏録ハ  
 世の孫な笠縫部等乃祖天津麻良男蘇ともある世にあ  
 りと又ぬは是を為奈部の祖天津赤麻良異本赤古と  
 りいづきりは是を為奈部の祖天津赤麻良異本赤古と  
 る事と云ふは是を為奈部の祖天津赤麻良異本赤古と  
 りこれ又りづきりは是を為奈部の祖天津赤麻良異本赤古と  
 る事と云ふは是を為奈部の祖天津赤麻良異本赤古と  
 物部の祖天津赤星五部造ハ舊事紀に據るに五部造  
 爲伴て天物部を率領て天降らしめしと見えこれ  
 ハ五部造各五部の物部を率領て前驅又つらぬあつ  
 しめらるるべし其五部ハ五部造並み二十五部物部  
 小ハ地名のありてりの號を得と

分注一後考とあつたハ二田造上野國の新田郡新田  
 大庭造常陸國茨城郡舍人造上野國の地今猶あり  
 字を護の字は作きりあり或ハ坂戸造常陸國新治郡  
 誤字或は關文ハ未詳なり坂戸造常陸國新治郡  
 天物部ハ二十五部ハ五部造に屬せし所の物部也物部  
 即兵士也延喜式の祝詞に比禮桂伴男手經桂伴男  
 鞞員伴男劍佩伴男伴男能八十伴男といひこれなり  
 我國の俗兵士を毛能ハ賦といひ其二十五部ハ二田部  
 ハ物部のつひなりやいふ考其二十五部ハ二田部  
 二田ハ姓録ハ新田也その説前當麻物部常陸國鹿島  
 又ハ姓録ハ二田物部見えり當麻物部常陸國鹿島  
 あり又按むるは當鹿の字を誤るも知べ芥田物部芥  
 不馬見物部常陸國信太郡馬見山ト横田物部横田  
 詳馬見物部常陸國信太郡馬見山ト横田物部横田



島戸物部 島戸詳 浮田物部 浮田詳 菴宜物部 菴宜  
 酒部 酒部 酒部 酒部 酒部 酒部 酒部 酒部 酒部 酒部  
 赤間物部 赤間詳 赤間物部 赤間詳 赤間物部 赤間詳 赤間物部 赤間詳  
 狭竹物部 狭竹詳 狭竹物部 狭竹詳 狭竹物部 狭竹詳 狭竹物部 狭竹詳  
 常陸国久慈郡 常陸国久慈郡 常陸国久慈郡 常陸国久慈郡  
 久米物部 久米詳 久米物部 久米詳 久米物部 久米詳 久米物部 久米詳  
 大豆物部 大豆詳 大豆物部 大豆詳 大豆物部 大豆詳 大豆物部 大豆詳  
 羽束物部 羽束詳 羽束物部 羽束詳 羽束物部 羽束詳 羽束物部 羽束詳  
 布都留物部 布都留詳 布都留物部 布都留詳 布都留物部 布都留詳 布都留物部 布都留詳  
 郷あり 郷あり 郷あり 郷あり 郷あり 郷あり 郷あり 郷あり  
 天佐鬼利命の後 天佐鬼利命の後 天佐鬼利命の後 天佐鬼利命の後  
 尋津物部 尋津詳 尋津物部 尋津詳 尋津物部 尋津詳 尋津物部 尋津詳  
 留未住迹物部 留未住迹詳 留未住迹物部 留未住迹詳 留未住迹物部 留未住迹詳 留未住迹物部 留未住迹詳  
 国天羽郡讚相規物部 国天羽郡讚相規詳 国天羽郡讚相規物部 国天羽郡讚相規詳 国天羽郡讚相規物部 国天羽郡讚相規詳 国天羽郡讚相規物部 国天羽郡讚相規詳  
 筑紫聞物部 筑紫聞詳 筑紫聞物部 筑紫聞詳 筑紫聞物部 筑紫聞詳 筑紫聞物部 筑紫聞詳  
 未詳 未詳 未詳 未詳 未詳 未詳 未詳 未詳

船長名跡部首等の祖天津羽原梶取ハ阿刀造少の祖大  
 麻良マノ姓ノ録ノ意ノ富ノ麻羅ノハ天ノ船ノ子ノ倭ノ鍛ノ師ノハの祖天津眞  
 浦ノ古事記ノ鍛ノ人ノ天津麻羅ノとノ又ノゆノ船ノ子ノ倭ノ鍛ノ師ノハの祖天津眞  
 下ハ海船乃事をつらさどれ所と見えたり ○按むる  
 斗天忍穂耳尊ハ葦原中國ニ天降りたまふとありてつ  
 ひよ還り昇りおんや舊事紀ニ見えたり 神名式と按む  
 るに土佐國香美郡ニ天忍穂別神社坐む豊前國田川郡  
 う忍骨命神社すまきと相摸國箱根山神社ハ古俗相傳  
 へて天忍穂耳尊といつき祭るをと申すにたらの神  
 社いづきの御代といつき祭られしや未詳



饒速日尊天神御祖の詔とるげとまゝ天磐船に乗て天翔  
 りきまゝて河内國河上の哮峯に降りま乃しとぬりち大  
 倭國鳥見の白庭山に遷り坐んその國神の女御炊屋姫を  
 娶りて妃と御子姪むことありいさぶ生れまゝ時及  
 及ぶびて饒速日尊神去まゝ高皇產靈神の命正以て  
 天速飄神降て来りてつゝ天上に還し葬奉りた  
 天磐船ハ私記に磐といふハ堅磐之義也と見えたりさ  
 れども天磐船といふハ天磐戸といふがごとく伊  
 波といふ齋の字の意のおとぬるを神功皇后新羅  
 時に御船と天地山海の神を齋祭とくし類を阿麻能  
 伊波布称といひて凡上古之俗と稱して伊

波といひ多くハ齋の義と云々天之磐戸天之磐船天  
 津磐境天之磐座天之磐鞞ホのなごゝこれなり  
 天翔りとハ東南の海を巡り行きぬとるぬる  
 河内ハ古の凡河内國和泉國ホの地即今の河内和泉ホ  
 の國の地なり河上哮峯ハ哮の字讀むこといふるそや  
 あまゝんまゝも傳へたりて其處所も未詳神名式  
 大和國平聲郡龍田坐天御柱國御柱神社とみまゝハ  
 此尊の天降りおせし始に建られし所とあまゝ白庭  
 山未詳大倭國をれり今大和國なり饒速日尊天磐船  
 のりて大虚空をかけを行き是郷を巡睨て虚空見日  
 本國ハ是歎とのとまゝと見えたり日本書紀とみえ  
 し如も旧事紀の



文よりうれて饒速日尊各づけて虚空見日されば天翔り  
 本國とのとよひしとあるされまきり  
 たりふ時又大空オホソラ又えり山ありしを今ちり至りて  
 又とよふ此國ハ彼山の外面ソトモある所なりとの  
 ちり也に耶麻登の國といふなりづ耶麻登とよふ  
 ハまれり山外也舊説又或ハ山戸なりとよひ或ハ山  
 跡なりとよふとよひ皆これ其本義ニ合ざるに似たり  
 旧説とハ弘仁私記序延喜開題記ホとよめ大倭とよ  
 諸家の説とよひをひろくしてワヤヤリ  
 日本とあるとよふとき也皆是後代ニ今字と假用ゆ  
 所なれど假用ゆるとよふの字ハ古語の本義より  
 ともあふんハこれホの説つよひなりとよふと  
 其國神の

女ハ舊事紀よりハ長髓ナガヅメ疾ハヤシの妹御炊屋姫を娶りたり  
 と又あるに長髓疾ハ日本書紀ニ長髓ハ邑の本號也と  
 炊屋ヒロヤ媛亦名つけて長髓媛ナガヅメノメと鳥見屋トリミヤ媛メノと又あるに三  
 女舊事紀よりハ高皇產靈神饒速日尊と天降したま  
 ひしのちに御あつたに怪しと思ひまきふことありて  
 速飄神ハヤヒハ命し降しきほふ果しく饒速日尊神去り  
 たりしうハまかりち還り上りて復命す高皇產靈神  
 哀泣アハナクすひて速飄命とて其柩ヒツを天上ヒナに奉しめ日七  
 夜七夜遊樂ヨヒヨ哀泣エウガ泣ちて葬斂カミイテりたりと又えり  
 の俗ニハ葬斂之時又或ハ七日七夜或ハ八日八夜啼哭  
 し悲歎ふとあると又えり前ニ又多一天ヒナ雅疾ヒナの死せ



し時のより四事紀より又えし所ハ一日ハ一夜啼哭歌極りぬと云ふこれ古事記ヨハ一日ハ夜以て遊ぶと又えりその遊樂むとは死せしむの神を樂アあふの義にして哀泣ハその親戚の啼哭するのりひぢる速飄神ハ叙日本紀より日本書紀にこそ疾風と相同じと又ゆ疾風ハ風神也と纂疏より又えし此説いふあるべきされハたゞこの時又使とりし神の名はるるべしこれバ速飄命と云ふるされきりきた健雷

神といへとも雷神とてハあ  
らざる事のごとくなり

饒速日尊神去まひ時より其妃ヨ命より汝の生む子ハ男子なるとも味問見命と名づあふもし女子なるとも色麻見命と名づけを言ひまゝの生きたれヨ及びて日

子コ神ヨ入坐しけ終バそれり味問見命と名づけ申さる

その後より饒速日命其妃の夢にをへとまらけ汝の子

我形見物のごとくまをれり天璽瑞宝あり天羽々弓天

羽々矢ありと神衣帯と手貫と三物とバ登美白庭村ヨ

恭飲へ御墓作れとのとまひきり

味問見命ハ讀んで字麻志麻弥乃命と云ふ此命のことハ

猶下ヨ見えたり形見物とハその人の物を見て其形を

見るがごとくなるの謂也天璽瑞宝ハ前ヨ見えたり

矢ハ天羽々弓ハ未詳天羽々矢ハ前ヨ見えたり此弓

矢ハ饒速日命天降りたり時ヨ所御物也神衣帯ハその



遺衣帶也手貫ハまきれリ多射鞬也讀シ太沼岐トタヌキトシト名  
 抄今いふ所の弓小手ハその遺制也此皇孫神去リトハ  
 ひ〜後に其妃の夢ユと〜へきまひ其御子ト傳へぬ  
 し物共ハ後に果して天神御子の表物トナリキ神武天皇  
 之日ニ其羽々夫ト歩鞬トと足それ〜て鏡速日尊の  
 天神の御子なることと云ふ〜め〜の天璽瑞  
 宝と得ふ云ふ〜此皇孫の御裔ト特ニ又〜  
 寵異せられき其事ハ旧事紀日本紀ホニ詳ナリ  
 に其柩とハ天ニ奉て葬斂られ〜し〜御身ニハ  
 きら〜三種の物と〜の國ニ葬斂し〜  
 黃帝の冢ニ唯有斂鳥在〜事の〜  
列仙傳 神名式  
 又又えし大和國城上郡ホ弥神社或ハ其神跡〜知

るべう〜陸奥國宮城郡志津彦神社遠江國敷智郡津  
 氣里神社又駿河國有度郡松城神社加賀國石川郡神田  
 神社ホその國々の風土記ホ〜るに皆是此神とリ  
 き祭る所ナリ○初天神御祖天忍穂耳尊の御代ト〜  
 鏡速日尊と天降し〜と舊事紀ニ〜  
 然〜古事記日本書紀ホ〜ハ  
 此事と云ふされず日本書紀神武天皇の紀ニ終ニ天神  
 之子櫛玉鏡速日命と申す天降りませ〜と云ふ  
 き〜の天神の御子也とも又え〜纂疏ニ  
 ハあれ正統と尊少と〜義也と又ゆ其説心得〜







本書紀に記さし所天、忍穗耳尊と申すハその實ハ素  
 盞烏神の御子也と申すハ其説相ひあはれ然るに舊事紀  
 日本紀ハ據る時也大己貴神と申れも素盞烏神の御  
 子と見えこりさうバ忍穗耳尊並ニ其御子瓊々杵尊と  
 大己貴神のその時と同トく云はるべし論むるニ  
 およハば古事記日本紀注の一書姓氏録ハ據る時也  
 大己貴神ハ素盞烏神六世の孫みてやいせんと見えこ  
 りり此説ニ據るハ素盞烏神の御子と其の六世の御  
 孫と時とあはれどくもこはふことあるも心得られ  
 ずと云ふべし又日本書紀の説ニ據るに神武天皇東征

の日に饒速日命其衆を帥めて歸順ふと見え古事記古  
 語拾遺ハの説すこ是ニあはれどその饒速日命と云ふ  
 の舊事紀ニあるハ所の瓊々杵尊の御兄なるニハ其  
 御弟の曾孫と時とあはれどくせられしことハ是又あり  
 とも心得られぬことなる其大己貴神の事ハ云々  
 おきて論せむ饒速日命の御ことハ舊事紀ニ見えし所  
 と以て徴とひづるに似て此神天ニありはせし時ニ  
 天、道日女命と娶り生たまひし天香語山命と申せしハ  
 神武天皇と其の時と同トく云はるべしニは有べし  
 今世ニ傳ふる所の旧事紀の天孫本紀ニ見えし所ハ



天、香語山、命の下に分注して天降まり名ハ手、栗、彦、命亦  
 ハ高倉下、命と云るさ收一ハ或ハ闕文或ハ誤写ありと  
 又え、こり按むるに饒速日、命と共に天降られし御子の  
 名ハ天、香語山、命と申れ天、香語山、命の子を手、栗、彦、命と  
 いひ手、栗、彦、命の子を高倉下、命と云ふ此高倉下、命其神  
 劍を以て神武天皇に獻られしなりされむ日本書紀  
 も天皇熊野々荒坂津に至りおす彼處に人あり號して  
 熊野高倉下と云ふ此人夢に神劍を得て獻ててと又え  
 こり然るに今世に傳ふ所の舊事紀ハ高倉下、命と  
 いふと天、香語山、命の一名のごとくに注せしこと傳写

必ず誤き了なすべし又旧事紀ハ天、尾、羽、張、神のことも  
 とよ、燖、速、日、神とも植、速、日、神とも稜、威、雄、走、神とも  
 然る日本書紀ハ稜、威、雄、走、神、其子、饒、速、日、神、其子、燖、  
 速、日、神、其子、武、甕、槌、神と又え、雄、走、神、其子、饒、速、日、神、其子、燖、  
 尾、羽、張、神、其子、多、くの別名をいせしこと注せられ  
 しうども日本書紀ハ又え、所ハ父子相繼し世世の神  
 名と又え、こり或ハ一神の數名ありといひ或ハ一神にお  
 とりへとも或ハ一神の數名ありといひ或ハ一神にお  
 の證とハ又宇麻志麻治、命のちとも今世に傳ふる所の  
 舊事紀天孫本紀ハ天、香語山、命、身、宇麻志麻治、命亦ハ  
 味、間、見、命といひ亦ハ可美真手、命といふとみえ、  
 其次、兒、宇麻志麻治、命と云ふれ、その又云、所  
 據、天、香語山、命の身、宇麻志麻治、命と申せし所の兒



をさく、宇麻志麻治命とよふに似たりと云ふれども其文の重  
復せしことと云ふべし、其麻治とつひ間見とい  
ひ真手とつひし、其音の相近として轉じ訛りたるもの  
に似たりとも舊事紀に據るに饒速日尊の神去り居せ  
し時にその妃を命して汝の生しむ子男なりんよ、味  
間見命と名づけよと言ひしを又えこれに饒速日の御  
子ハ味間見命と申せしことハさく、さく、さく、さく、さく、  
さく、味間見命の子を可美真手命と申し可美真手命の子  
を宇麻志麻治命と申しけりもさく、味間見命の子を可  
美真手命ともさく、さく、さく、さく、さく、さく、

るべう、さく、按ずるに舊事紀日本書紀古語拾遺姓氏録  
かに宇麻志麻治命を以て饒速日尊の御子なりと云ふ  
されし、さく、ハととへが我國の初高天原に成神の御名  
を天御中主尊と稱し、その後高皇產靈尊に代り、  
さく、さく、世々相襲て、さく、さく、天御中主尊と稱せしこ  
を、さく、さく、に饒速日尊の御後世々相襲て饒速日尊と  
稱し、さく、ハ宇麻志麻治命のことと云ふ古事記日本書紀古  
語拾遺に、ハ饒速日命其衆也帥て歸順ぬとハと云ふ  
さく、さく、さく、さく、舊事紀に饒速日命天降りて長  
髓彦の妹御炊屋姫と娶り、さく、さく、さく、さく、さく、さく、



本書紀了ハ神武天皇鳥見の長髓彦と戦ひこまひり時  
に長髓彦使してむうし天神の子天より降り止りゆふ  
と號して饒速日命と申し奉るこれ吾妹三炊屋姫と娶  
りてつひに御子あまの御名と可美真手命と申すとい  
ひ送りし由をさるるれいその三炊屋媛の名ハ長髓媛  
亦名鳥見屋媛といふや注せしれいさづか天降りま  
ひ饒速日尊にその妹とやめしもの神武天皇と  
たかひまのうせし事も心得るまぬこと似たり日  
本書紀に據るに鳥見といひ長髓といひハ並に地名  
りて長髓しりいハ鳥見之邑ニ屬せし地なりといえ

まう此地名によりてその國神とも世々相襲て鳥見彦  
とも長髓彦とも稱せしなるべし舊事紀によりに初り天  
降りたる饒速日尊の妃となされしかに此の長髓彦の  
妹の名ハ御炊屋姫と申せしことこれまゝいふべ  
かづいその後神武天皇とたかひまのうせし長髓彦  
や申せしもの妹ハその名と長髓媛とも鳥見媛とも  
いひたるべし古事記に登美毗古の妹登美毗賣と志  
るせしものまぬりて此也諸書にええし所を併せて推  
考ぬまばわのづか疑ふべし又いふるべき所  
りなれに似たり凡そ上古の神聖其號多くえりしもの



古史通卷之三

0802  
244

ハ必ぞ一神にして別號多くおたしおせしにもあは  
或ハ其號のおれしき或ハ其號の似たるを以て別神の  
ことやも併せて一神此こととちせしと又ちも多く  
ありよく辨明を盡き事なり

其號のおれしきによりて別神の事を併せて一神の事  
とせしハたとへハ饒速日命と又ハ火明命と申せし  
によりて日本紀ニ瓊々杵尊の御子の火明命の事  
とくはあはれしことありて其號の似たるに  
よりて別神の事を併せて一神の事とせしハ  
バ大國主大國魂大物主の神と併せて大日貴神の事  
とあはれしこととくはあはれしことと  
らの類ちくく奉るにいとあはれ

古史通卷之三終

1494





